

(仮称) 茨城風力発電事業環境影響評価準備書に対する環境影響評価法(平成9年6月13日法律第81号)第20条第1項の意見

1 総括的事項

(1) 本事業計画は、東白川郡埴町及び矢祭町と茨城県の行政界付近の山稜上を大規模に風力電源開発するものであるが、対象事業実施区域及びその周辺は豊かな自然環境を有する地域であり、一部に保安林が含まれることから、最新の環境対策や施工方法を積極的に採用することにより、事業の実施による環境への影響を最大限低減すること。なお、計画施設により発電した電力が有効利用されるよう系統連系の計画に十全を期すとともに、本事業計画が固定価格買取制度(FIT)のもとで、健全に持続可能なものとなっていることを明らかにすること。

(2) 福島県環境影響評価審査会等における審査過程において、環境影響評価準備書(以下、「準備書」という。)の内容に不備や修正を要する点が確認されたことから、同審査会等において事業者が示した追加内容や修正内容を、環境影響評価書(以下、「評価書」という。)に記載すること。

(3) 事業の実施に当たっては周辺住民の理解が不可欠であることから、住民に対し事業による環境への影響を積極的かつ分かり易く説明して十分な理解を得るとともに、住民からの意見や要望に対して誠意を持って対応すること。

また、環境影響評価図書については、縦覧期間の終了後においてもインターネットによる縦覧を可能にするなど、周知徹底を図り、住民の利便性向上に努めること。

(4) 風力発電機等を長期間に渡り稼働させる計画であることから、供用中は、適切な運転管理及び設備更新等を行い、経年劣化による不具合等により、周辺への環境影響の増加が生じないようにすること。

(5) 工事施工業者等に対する指導・監督を徹底したうえで準備書及び評価書に記載する環境保全措置を確実に実施し、その経過や結果を事業者のホームページにおいて公表するなど、積極的な情報公開に努めること。

また、今後、事業内容を変更する必要性が生じ、当該変更が既存の環境影響評価結果に影響を与えるおそれがある場合には、必要に応じて当該変更内容に係る調査、予測及び評価を実施し、適切な環境保全措置を講じること。

2 大気質について

対象事業実施区域の周辺には住宅等が存在することから、建設工事や資材の輸送等に伴い発生する窒素酸化物及び粉じん等が、周辺住民の生活環境へ影響を及ぼすことのないようにすること。

3 騒音、振動及び低周波音について

- (1) 騒音、振動及び低周波音（以下、「騒音等」という。）の感じ方には個人差があり、風力発電機の立地環境や住宅の状況も異なることから、事業の実施に当たり周辺住民の生活環境への影響が明らかとなった場合には、速やかに原因を究明し、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じること。
- (2) 工事関係車両の一部の走行ルートが、他の風力発電事業における走行ルートと重複していることから、車両の走行台数や走行時間帯などの運行管理を徹底し、周辺環境への影響を低減すること。

4 地形・地盤について

風力発電機等の設置に当たっては、樹木の伐採や土地の改変を最小限に留めるとともに、十分な調査等により地盤の状況を確認し、軟弱な地盤、断層の分布範囲等を避けて工事を実施し、土砂災害が生じないようにすること。なお、工事に伴う土砂災害が生じた場合の対策の検討を追加し、その結果を評価書に記載すること。

5 水環境について

- (1) 対象事業実施区域は、いわき市の水道水源である四時川の源流域に位置し、田人地区では生活用水として地下水等が使用されているため、地形改変等による地下水への影響が発生するまでには時間がかかることを考慮したうえで、地下水等の水質や水量に係る事前及び事後調査を実施すること。なお、本事業の実施に伴う生活用水への影響が確認された場合には、速やかに原因を究明し、追加的な環境保全措置を講じること。
- (2) 濁水流出防止のための沈砂池については、近年の気象状況をふまえ、過去に例を見ない集中豪雨の場合でも十分に対応可能な容量を確保すること。また、沈砂池の点検に関する検討を追加し、その結果を評価書に記載すること。

6 風車の影について

埜町の住宅において、風車（風力発電機）の影が参考指針値を上回る結果であることから、事業の実施に当たり、住民の生活環境への影響がないよう、風車の位置や高さを見直すことも含め、適切な環境保全措置を講じること。

7 動植物・生態系について

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺は自然豊かな山林であり、希少な動植物の生息が確認されていることから、環境保全措置を確実に実施し、動植物・生態系への影響を最大限低減すること。また、現地調査で明らかとなった希少な動植物の生息状況の結果を事業計画に反映させること。

なお評価書においては、環境保全措置の具体的な内容を明示するなど、より分かりやすい表現にすること。

- (2) 対象事業実施区域において、希少な猛禽類やコウモリ類等の生息及び繁殖が確認されていることから、それらの風力発電機への衝突を防止するため、カットイン風速を変更できる風力発電機の導入、風力発電機のブレードの視認性を高める塗装、風力発電機ナセルへのコウモリ類が忌避する超音波発生装置の設置、採餌のために風力発電機の敷地に接近することを抑制する効果のある木質チップや砂利の敷き撒き等の対策を追加検討し、その結果を評価書に記載すること。
- (3) 土地の改変に伴い、改変箇所の裸地化等により侵略的な外来植物種の生育範囲が拡大し、周囲の植生等に影響を及ぼすおそれがあることから、土地改変区域及びその周辺における外来植物種の生育状況を把握するとともに、その生育範囲が拡大しないような施工計画を検討すること。なお、伐採跡地の植栽に当たっては、周辺の生態系に影響を与えないよう、在来植物種の採用を優先して検討すること。

8 景観、人と自然との触れ合いの活動の場について

- (1) 事業の実施に当たり、工事用車両の通行等への対策に十全を期し、遊歩道や登山道の利用者に対する影響を十分低減すること。
- (2) 風力発電機への航空障害灯の設置については、環境影響を及ぼすことのないよう適切な環境保全措置を講じること。

9 廃棄物等について

- (1) 工事に伴い伐採木が約 19,300 トン発生すると予測しており、その処理方法として約 5,800 トンを土砂流出防止材やチップ材として現場で再利用することとしている。しかし、大量の伐採木を適正に再利用することの根拠が明確でないことから、具体的な利用方法（発電所内での利用場所、利用量等）を可能な限り明確にして評価書に記載すること。なお、廃棄物の再利用については、現場において必要と認められる用途に限ること。
- (2) 発生土や廃棄物等の一時的な保管に当たり、定められた場所及び条件による保管を徹底し、降雨に伴う濁水が流出しないよう沈砂池への導水等を適切に実施すること。

10 放射線の量について

- (1) 対象事業実施区域は、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年 8 月 30 日法律第 110 号）」により汚染状況重点調査地域に指定されていたこと、また森林については除染が実施されていないことから、事業の実施に当たり、風力発電機設置場所及び発電所工事用道路上の複数地点におい

て、空間線量率及び必要に応じて土壌中の放射性物質濃度を測定し、現地の状況を詳細に把握すること。

- (2) 平成 28 年に対象事業実施区域及びその周囲において事業者が実施した空間線量率及び土壌中の放射性物質濃度（推計値）の測定結果を、測定地点の位置等を含めて評価書に記載すること。

1 1 その他

- (1) 資材の運搬等に当たり、対象事業実施区域及びその周辺の道路における交通安全対策を十分に検討すること。
- (2) 近年、落雷や強風等による風力発電機の破損事故の報告事例が増えていることから、発電所稼働中の維持・安全管理、事業中断を含む廃止、計画事業期間満了後の事業更新、環境回復措置等についてあらかじめ十分に検討し、その結果を評価書に具体的に記載すること。
- (3) 事業の実施に当たり、対象事業実施区域及びその周辺の農林水産業等に影響を及ぼすことがないように、事業計画を十分に検討すること。
- (4) 本事業計画の推進に当たっては、本意見の内容を尊重するとともに、必要に応じて関係機関と協議すること。